

函館市児童館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月11日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第22号

函館市児童館条例の一部を改正する条例

函館市児童館条例（昭和35年函館市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「（使用料）」に改め、同条第1項中「（指定管理児童館（第17条第1項に規定する指定管理児童館をいう。第3項および第4項において同じ。）を除く。次項において同じ。）」を削り、同条第3項および第4項を次のように改める。

- 3 前項の使用料は、市長が特に認めるときは、後納することができる。
- 4 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、第2項の使用料を減免することができる。

第9条第5項および第6項を削る。

第10条を削る。

第11条の見出しを「（使用料の不還付）」に改め、同条第2項を削り、同条を第10条とし、第12条を第11条とし、第13条を第12条とする。

第14条第1項中「第12条」を「第11条」に改め、同条を第13条とし、第15条を第14条とし、第16条を第15条とする。

第17条第1項中「以下」を「次項において」に改め、「地方自治法」の後ろに「（昭和22年法律第67号）」を、「指定管理者」の後ろに「（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」を加え、同条第3項中「第12条，第13条，前条および別表備考」を「第11条，第12条および前条」に改め、「（同表備考を除く。）」を削り、「指

定管理者」と、同表備考中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「徴収する」とあるのは「支払わなければならない」を「指定管理者」に改め、同条を第16条とし、第18条を第17条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第9条第2項から第4項まで、第10条および別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた許可に係る使用および施行日前にされた許可に係る施行日以後の使用（暖房の使用に限る。）について適用し、施行日前の使用および施行日前にされた許可に係る施行日以後の使用（暖房の使用を除く。）については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、当初許可（施行日前にされた許可で施行日以後の指定管理児童館（改正後の第16条第1項に規定する指定管理児童館をいう。）の使用に係るものをいう。以下同じ。）について変更許可（施行日以後にされた許可で当初許可の内容を変更するものをいう。以下同じ。）がなされた場合における当該変更許可に係る使用（暖房の使用を除く。以下同じ。）については、当該当初許可に係る利用料金を施行日前に納付していない場合で、当該変更許可に係る使用について改正後の第9条第2項および別表の規定の適用があるものとした場合におけるこれらの規定による使用料の額（以下「変更後額」という。）が、当該変更許可の当初許可に係る使用について改正前の第9条第5項および別表（改正前の第17条第3項において読み替えて適用される場合に限る。以下同じ。）の規定の適用があるものとした場合におけるこれらの規定による利用料金の額（以下「当初額」という。）を超えないときは、変更後額に相当する額を改正前の第9条第4項から第6項まで、第10条第2項、第11条第2項および別表の規定が適用される利用料金とみなし、変更後額が当初額を超える場合は、当初額に相当する額を改正前の第9条第4項から第6項まで、

第10条第2項，第11条第2項および別表の規定が適用される利用料金とみなし，変更後額と当初額との差額に相当する額を改正後の第9条第2項から第4項まで，第10条および別表の規定が適用される使用料とみなす。